



三重県公報

令和2年3月17日 (火)

第 89 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
145	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
146	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
147	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
148	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
149	生活保護法の規定による指定医療機関の指定の取消し	(同)	3
150	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
151	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(同)	4
152	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
153	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
154	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
155	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の指定の取消し	(同)	5
156	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
157	有害な興行の指定	(少 子 化 対 策 課)	5
158	三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金の承認	(文 化 振 興 課)	6
159	保安林の指定を解除する予定である旨	(治 山 林 道 課)	15
160	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(同)	16
161	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(漁 業 環 境 課)	16
公 告			
	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を行った旨	(ダイバーシティ社会推進課)	16
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	17
	同件	(同)	17
	林業種苗法の規定による生産事業者の登録	(森林・林業経営課)	18
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	18
	同件	(同)	18
	同件	(同)	18
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	18
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19

一級建築士事務所を処分した旨
開発行為に関する工事の完了

(建築開発課) 19

(同) 19

特定調達公告

落札者を決定した旨

(教育委員会) 20

告 示

三重県告示第 145 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かずみ内科・消化器内科クリニック	いなべ市北勢町麻生田 3593 番 2	令和 2 年 3 月 1 日
ヨシダデンタルオフィス	松阪市中町 1832	令和 2 年 1 月 1 日
植松デンタルクリニック	松阪市下村町 522 番地 6	令和 2 年 1 月 1 日
アクア薬局星見ヶ丘店	桑名市星見ヶ丘 9-201-1	令和 2 年 2 月 1 日
おうだ調剤薬局	いなべ市北勢町麻生田 3594 番 1	令和 2 年 3 月 1 日
アクア薬局安島店	四日市市安島 1 丁目 4-16 カネニビル 3F	令和 2 年 2 月 1 日
阪神調剤薬局 三重大前店	津市江戸橋 2 丁目 27	令和 2 年 2 月 1 日

三重県告示第 146 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
なかよし調剤薬局希中央店	名張市希中央 3 番町 6-2	アイン薬局名張希中央店	令和 2 年 1 月 1 日

三重県告示第 147 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ヨシダデンタルオフィス	松阪市中町 1832	令和元年 12 月 31 日
植松デンタルクリニック	松阪市下村町 522-6	令和元年 12 月 31 日
むらばやし歯科医院	多気郡大台町大字栃原田上坂 1683-5	令和 2 年 2 月 10 日
よつば薬局	桑名市星見ヶ丘 9-201-1	令和 2 年 1 月 31 日
安島薬局	四日市市安島 1 丁目 4-16 カネニビル 3F	令和 2 年 1 月 31 日
阪神調剤薬局 三重大前店	津市江戸橋 2 丁目 27 番	令和 2 年 1 月 31 日

三重県告示第 148 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
本木薬局 中央店	松阪市中央町 507-1	令和 2 年 1 月 13 日

三重県告示第 149 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	申請（開設）者名	取消年月日
しょうなん調剤薬局大園店	津市大園町 59 番 25 号	有限会社 しょうなん	令和 2 年 2 月 29 日
英クリニック	四日市市大字日永字母ヶ坂 5530 番 23	社会福祉法人英水会	令和 2 年 2 月 29 日

三重県告示第 150 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
須藤 桂市	須藤鍼灸治療院	津市一志町井生 117-4	令和 2 年 2 月 26 日

三重県告示第 151 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かずみ内科・消化器内科クリニック	いなべ市北勢町麻生田 3593 番 2	令和 2 年 3 月 1 日
ヨシダデンタルオフィス	松阪市中町 1832	令和 2 年 1 月 1 日
植松デンタルクリニック	松阪市下村町 522 番地 6	令和 2 年 1 月 1 日
アクア薬局星見ヶ丘店	桑名市星見ヶ丘 9-201-1	令和 2 年 2 月 1 日
おうだ調剤薬局	いなべ市北勢町麻生田 3594 番 1	令和 2 年 3 月 1 日
アクア薬局安島店	四日市市安島 1 丁目 4-16 カネニビル 3F	令和 2 年 2 月 1 日
阪神調剤薬局 三重大前店	津市江戸橋 2 丁目 27	令和 2 年 2 月 1 日

三重県告示第 152 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
なかよし調剤薬局希中央店	名張市希中央 3 番町 6-2	アイン薬局名張希中央店	令和 2 年 1 月 1 日

三重県告示第 153 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
-----------	-----	-------

ヨシダデンタルオフィス	松阪市中町 1832	令和元年 12 月 31 日
植松デンタルクリニック	松阪市下村町 522-6	令和元年 12 月 31 日
むらばやし歯科医院	多気郡大台町大字栃原田上坂 1683-5	令和 2 年 2 月 10 日
よつば薬局	桑名市星見ヶ丘 9-201-1	令和 2 年 1 月 31 日
安島薬局	四日市市安島 1 丁目 4-16 カネニビル 3F	令和 2 年 1 月 31 日
阪神調剤薬局 三重大前店	津市江戸橋 2 丁目 27 番	令和 2 年 1 月 31 日

三重県告示第 154 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
本木薬局 中央店	松阪市中央町 507-1	令和 2 年 1 月 13 日

三重県告示第 155 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	申請（開設）者名	取消年月日
しょうなん調剤薬局大園店	津市大園町 59 番 25 号	有限会社 しょうなん	令和 2 年 2 月 29 日
英クリニック	四日市市大字日永字母ヶ坂 5530 番 23	社会福祉法人英水会	令和 2 年 2 月 29 日

三重県告示第 156 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
須藤 桂市	須藤鍼灸治療院	津市一志町井生 117-4	令和 2 年 2 月 26 日

三重県告示第 157 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
12	映画	(秘)裏風俗 超エレクト生本番	新東宝映画	令和 2 年 3 月 17 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させるこ
13	映画	女ざかり 白く濡れた太股	オーピー映画		

14	映画	悶撫乱(もんぶらん)の女 ふしだらに濡れて	オーピー映画	とがその健全な育成を阻害すると認められる。
15	映画	優しいおしおき おやすみ、ご主人様	オーピー映画	

三重県告示第 158 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県総合文化センターの利用料金の承認（令和元年三重県告示第 213 号）は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

公益財団法人三重県文化振興事業団

理事長 雲井 敬

2 利用料金の額

(1) 三重県総合文化センター

ア 三重県文化会館のホール、リハーサル室及び楽屋

区分				金額（円）		
				午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	64,070	96,100	128,510
			一部使用（客席のうち 1 階部分のみを使用することをいう。以下同じ。）のとき	40,040	59,790	80,090
			その他のとき	42,710	64,070	85,430
			一部使用のとき	26,690	40,040	53,390
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	85,430	128,150	170,860
			一部使用のとき	53,390	80,090	106,790
			その他のとき	64,070	96,100	128,150
		一部使用のとき	40,040	59,790	80,090	
	入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			106,790	160,190	213,580
		一部使用のとき	66,210	99,310	132,410	
	入場料の額が 5,001 円以上の場合			128,150	192,220	256,310
		一部使用のとき	80,090	120,140	160,190	
	土曜日、日曜日及び休日	準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	32,030	48,050	64,070
			一部使用のとき	20,020	29,890	40,040
その他のとき			21,350	32,030	42,710	
		一部使用のとき	13,340	20,020	26,690	
入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	80,090	120,140	160,190	
		一部使用のとき	49,650	74,210	99,310	
	その他のとき	53,390	80,090	106,790		
	一部使用のとき	33,100	49,650	66,210		
入場料の額が 1,001 円以上			106,790	160,190	213,580	

		3,000 円以下 の場合	一部使用のとき	66,210	99,310	132,410	
			その他のとき	80,090	120,140	160,190	
			一部使用のとき	49,650	74,210	99,310	
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			133,480	200,240	266,980
		一部使用のとき			82,760	123,880	165,520
		入場料の額が 5,001 円以上の場合			160,190	240,280	320,380
		一部使用のとき			99,310	148,970	198,630
		準備及び練習 の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき		40,040	60,070	80,090
				一部使用のとき	24,820	37,100	49,650
			その他のとき		26,690	40,040	53,390
				一部使用のとき	16,550	24,820	33,100
		中 ホ ール	平日	入場料を徴収 しない場合及 び入場料の額 が 1,000 円以 下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき	32,030	48,050
その他のとき	21,350				32,030	42,710	
入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下 の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき			42,710	64,070	85,430	
	その他のとき			32,030	48,050	64,070	
入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合					53,390	80,090	106,790
入場料の額が 5,001 円以上の場合					64,070	96,100	128,150
準備及び練習 の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき		16,010	24,020	32,030		
	その他のとき		10,670	16,010	21,350		
土曜日、 日曜日 及び休 日	入場料を徴収 しない場合及 び入場料の額 が 1,000 円以 下の場合		営利又は宣伝を目的とする催物 のとき	40,040	60,860	80,090	
			その他のとき	26,690	40,570	53,390	
	入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下 の場合		営利又は宣伝を目的とする催物 のとき	53,390	81,150	106,790	
			その他のとき	40,040	60,860	80,090	
	入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			66,740	101,450	133,480	
	入場料の額が 5,001 円以上の場合			80,090	121,740	160,190	
準備及び練習 の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき	20,020	30,430	40,040			
	その他のとき	13,340	20,280	26,690			
小 ホ ール	平日	入場料を徴収 しない場合及 び入場料の額 が 1,000 円以 下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき	9,600	14,410	19,210	
			その他のとき	6,400	9,600	12,810	
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下 の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき	12,810	19,210	25,620	
			その他のとき	9,600	14,410	19,210	
	入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			16,010	24,020	32,030	
	入場料の額が 5,001 円以上の場合			19,210	28,830	38,430	
	準備及び練習 の場合	営利又は宣伝を目的とする催物 のとき	4,800	7,200	9,600		
		その他のとき	3,200	4,800	6,400		

	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	11,210	17,620	24,020
			その他のとき	7,470	11,740	16,010
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	14,950	23,480	32,030
			その他のとき	11,210	17,620	24,020
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合		18,670	29,360	40,040
		入場料の額が 5,001 円以上の場合		22,410	35,240	48,050
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	5,600	8,810	12,010
			その他のとき	3,730	5,870	8,000
第 1 リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		8,530	12,810	17,080
		その他の場合		4,260	6,400	8,530
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		10,670	16,010	21,350
		その他の場合		5,330	8,000	10,670
第 2 リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		6,400	9,600	12,810
		その他の場合		3,190	4,790	6,400
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		7,470	11,740	16,010
		その他の場合		3,730	5,860	8,000
大ホール	楽屋 1 及び楽屋 2		2,120	3,190	4,260	
	楽屋 3 から楽屋 8 まで		740	1,050	1,480	
	楽屋 9		1,810	2,660	3,620	
	楽屋 10		1,270	1,910	2,550	
中ホール	楽屋 11		740	1,050	1,480	
	楽屋 12 及び楽屋 13		2,120	3,190	4,260	
	楽屋 14 から楽屋 18 まで		740	1,050	1,480	
	楽屋 19		410	630	840	
	楽屋 20		1,380	2,120	2,770	
小ホール	楽屋 21 及び楽屋 22		740	1,050	1,480	
	楽屋 23		510	760	1,020	
	楽屋 24		590	900	1,190	
	ワークショップ		2,040	3,070	4,080	

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち 1 人当たりの最高額をいう。
- 2 午前 9 時から午後 5 時まで、午前 9 時から午後 10 時まで又は午後 1 時から午後 10 時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分（30 分未満のときは 30 分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額に 1.2 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）別表第 3 に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

イ 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分				金額 (円)		
				午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
第1ギャラリー	平日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	44,840	57,660	57,660
			その他の場合	14,950	19,210	19,210
		2分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	22,410	28,830	28,830
			その他の場合	7,470	9,600	9,600
	土曜日、日曜日及び休日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	54,460	68,880	68,880
			その他の場合	18,150	22,950	22,950
		2分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	27,220	35,240	35,240
			その他の場合	9,070	11,740	11,740
第2ギャラリー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	32,030	40,040	40,040	
		その他の場合	10,670	13,340	13,340	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	38,430	48,050	48,050	
		その他の場合	12,810	16,010	16,010	
レセプションルーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	17,930	23,050	23,050	
		その他の場合	8,960	11,520	11,520	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	35,240	46,450	46,450	
		その他の場合	17,620	23,220	23,220	
大会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	17,930	20,920	20,920		
	その他の場合	8,960	10,450	10,450		
中会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	8,100	9,600	9,600		
	その他の場合	4,050	4,790	4,790		
小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,690	5,120	5,120		
	その他の場合	2,340	2,550	2,550		

備考

- 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第3に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

ウ 三重県生涯学習センター

区分		金額 (円)		
		午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,670	14,790	14,790
	その他の場合	6,320	7,380	7,380
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,100	14,120	14,120
	その他の場合	6,040	7,060	7,060
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,260	7,160	7,160
	その他の場合	3,130	3,580	3,580
4階小研修室1	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,020	4,920	4,920

	その他の場合	2,010	2,460	2,460
4階小研修室2	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,680	4,490	4,490
	その他の場合	1,840	2,240	2,240
2階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,020	4,920	4,920
	その他の場合	2,010	2,460	2,460

備考

- 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第3に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

エ 三重県男女共同参画センター

区分				金額（円）		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
多目的 ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	9,600	14,410	14,410
			その他のとき	6,400	9,600	9,600
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	12,810	19,210	19,210
			その他のとき	9,600	14,410	14,410
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		16,010	24,020	24,020
		入場料の額が5,001円以上の場合		19,210	28,830	28,830
	準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	4,800	7,200	7,200	
		その他のとき	3,200	4,800	4,800	
	土曜日、 日曜日及 び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	11,210	17,620	17,620
			その他のとき	7,470	11,740	11,740
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	14,950	23,480	23,480
			その他のとき	11,210	17,620	17,620
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		18,670	29,360	29,360
		入場料の額が5,001円以上の場合		22,410	35,240	35,240
準備及び練習の場合		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	5,600	8,810	8,810	
		その他のとき	3,730	5,870	5,870	
特別会 議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,690	5,760	5,760	
	その他の場合		2,340	2,880	2,880	
セミナー 室A	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		9,170	10,880	10,880	
	その他の場合		4,580	5,430	5,430	
セミナー 室B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,260	4,900	4,900	
	その他の場合		2,120	2,450	2,450	
セミナー 室C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		9,170	10,880	10,880	
	その他の場合		4,580	5,430	5,430	

セッションルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		880	1,010	1,010
	その他の場合		440	500	500
生活工房	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	11,310	13,020	13,020
		その他の場合	5,650	6,500	6,500
	3分の2使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	7,670	8,960	8,960
		その他の場合	3,830	4,480	4,480
	3分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,830	4,480	4,480
		その他の場合	1,910	2,240	2,240
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		3,620	4,260	4,260
	その他の場合		1,810	2,120	2,120
茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		6,930	8,000	—
	その他の場合		3,460	4,000	—
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,900	5,550	5,550
	その他の場合		2,450	2,770	2,770

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち1人当たりの最高額をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第3に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

オ 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

1 平方メートル当たり1年間につき 40,330円

備考

- 1 利用する面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。
- 2 金額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

カ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所

区分		金額（円）		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
祝祭広場	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,570	2,090	2,090
	その他の場合	780	1,040	1,040
知識の広場	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,570	2,090	2,090
	その他の場合	780	1,040	1,040
その他の場所（1平方メートル当たり）		1年間につき 40,330		

備考

- 1 祝祭広場及び知識の広場の利用において、参加者整列、撮影等の場合は無料とする。
- 2 その他の場所については、利用する面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。
- 3 金額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

キ センターの附属設備及び備品

(ア) 空調設備

ホール名	単位	金額（円）	
		三重県文化会館	三重県男女共同参画センター
大ホール	1 時間	4,260	—
中ホール	1 時間	3,190	—
小ホール	1 時間	1,050	—
多目的ホール	1 時間	—	1,050

(イ) 附属設備

設備名	単位	金額（円）	
		三重県文化会館 三重県生涯学習センター 三重県男女共同参画センター	
(舞台設備)			
オーケストラピット (大ホール 1)	一式		5,330
オーケストラピット (大ホール 2)	一式		5,330
オーケストラピット (中ホール) (脇花道を含む。)	一式		8,530
音響反射板 (大ホール)	一式		8,530
音響反射板 (中ホール)	一式		5,330
舞台せり (大)	一式		3,190
舞台せり (小)	一式		1,050
スライディング	一式		5,330
回り舞台	一式		5,330
美術バトン	1 本		410
平台	1 坪		210
演台 (大) (花台を含む。)	一式		1,050
演台 (中) (花台を含む。)	一式		520
司会台	1 台		310
長机	1 台		100
折り畳み椅子	1 脚		50
オーケストラ用椅子	1 脚		100
式典用椅子	1 脚		310
所作台	一式		8,530
仮設能舞台	一式		16,010
松羽目	一式		2,660
竹羽目	一式		2,660
地がすり (黒色)	一式		3,190
地がすり (灰色)	一式		3,190
バレエマット	一式		5,330
吊り下げ式スクリーン	1 枚		2,090
定式幕	一式		5,330
白紗幕 (英国紗)	1 枚		2,120
黒紗幕 (英国紗)	1 枚		2,120
灰紗幕 (英国紗)	1 枚		2,120
リアスクリーン	1 枚		5,330
ジョーゼット幕	1 列		5,330
バック幕 (波紗幕)	1 枚		5,330

ドロップ (山景色)	1 枚	5,330
ドロップ (川景色)	1 枚	5,330
ドロップ (波景色)	1 枚	5,330
金屏風	一双	2,120
銀屏風	一双	2,120
上敷	1 坪	210
和太鼓 (二尺丸台付)	1 台	1,050
毛せん (緋)	大	1,570
毛せん (緋)	小	420
毛せん (紺)	大	1,570
毛せん (紺)	小	420
赤布	1 坪	100
高座座布団	1 枚	210
長座布団	1 枚	210
ドライアイスマシン	1 台	2,120
(楽器)		
ピアノ (スタンウェイ) (大ホール・中ホール)	1 台	13,880
ピアノ (スタンウェイ) (小ホール・リハーサル室)	1 台	6,400
ピアノ (ベーゼンドルファー)	1 台	13,880
ピアノ (ヤマハ)	1 台	6,400
ピアノ (カワイ)	1 台	6,400
アップライトピアノ	1 台	1,050
電子ピアノ	1 台	1,050
ピアノ足台	1 台	300
チェレスタ	1 台	5,330
ポジティブオルガン	1 台	10,670
チェンバロ	1 台	10,670
ハープ	1 台	5,330
チャイム	1 台	2,120
ティンパニ	一式	3,190
ドラムセット	一式	1,040
ギターアンプ	1 台	520
ベースアンプ	1 台	520
バスドラム	一式	1,010
指揮台 (2 段式)	一式	520
譜面台 (折り畳み式)	1 台	50
譜面台 (スタンド式)	1 台	100
譜面灯	1 灯	50
ベース椅子	1 脚	210
(照明設備)		
スポットライト	1 k w	210
ピンスポットライト (3 k w)	1 台	2,120
ピンスポットライト (2 k w)	1 台	1,050

ピンスポットライト (1k w)	1 台	520
パニー (2.5 k w)	1 台	2,120
マルチストロボ	1 台	1,050
スモークマシーン	1 台	2,120
持込照明電源使用料	1 k w	150
(音響設備)		
拡声装置 (大ホール又は中ホール)	一式	2,660
拡声装置 (小ホール又は多目的ホール)	一式	1,050
マイク	1 本	520
録音再生装置	1 台	520
移動用ミキサー	1 台	2,090
音響効果機器	1 台	1,040
移動用ダイレクトボックス	1 台	620
移動用スピーカ (大)	1 台	2,090
移動用スピーカ (小)	1 台	1,040
三点吊装置	一式	410
ポータブルワイヤレスシステム	一式	1,050
持込音響電源使用料	1 k w	150
(映写設備)		
16 ミリ・35 ミリ兼用映写機	一式	10,670
35 ミリ映写機	一式	5,330
16 ミリ映写機 (ホールにあるものに限る。)	一式	3,190
16 ミリ映写機 (レセプションルーム・視聴覚室)	一式	2,120
スライド映写機	一式	1,050
オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,050
オーバーヘッドカメラ	1 台	1,050
ビデオプロジェクター	一式	2,120
モニターテレビ	1 台	500
(その他)		
持込機材電気使用料	1 k w	150
A Vシステム (A)	一式	2,120
A Vシステム (B)	一式	1,050
同時通訳機	一式	16,010
茶器 (茶室・和室)	一式	3,050
ノート型パソコン	1 台	1,040
仮設ステージ	1 台	310
丸テーブル (大)	1 台	310
丸テーブル (小)	1 台	150
可動式スクリーン	1 台	500
ホワイトボード	1 台	300
T字スタンド	1 本	300
展示パネル (1 ラック)	10 枚	1,520
展示パネル	1 枚	200
サインスタンド (大)	1 台	1,250

サインスタンド (中)	1 台	1,040
サインスタンド (小)	1 台	520
オペラグラス	50 個	2,610
シートクッション	50 個	4,710

備考

- 1 空調設備の利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とし、利用の時間に1時間未満の時間があるときは、当該1時間未満の時間は切り捨てとする。
- 2 附属設備の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時（大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあっては午後10時）までの各時間帯における利用料金とする。ただし、茶器（茶室・和室）の利用料金は、午前9時から午後5時までの利用料金、サインスタンド、オペラグラス及びシートクッションの利用料金は、午前9時から午後9時（大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあっては午後10時）までの利用料金とする。

(2) 三重県立美術館
県民ギャラリー

施設名	使用区分		金額（円）		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
県民ギャラリー	全部使用（430平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	9,900	13,200	22,000
		観覧料又は入場料を徴収する場合	14,850	19,800	33,000
	部分使用（253平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	7,150	9,350	15,950
		観覧料又は入場料を徴収する場合	10,720	14,020	23,920
	部分使用（177平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	4,950	6,600	11,000
		観覧料又は入場料を徴収する場合	7,420	9,900	16,500

備考

- 1 施設には、附帯する設備を含むものとする。
 - 2 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは、30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - 3 入場料とは、入場料以外に会費等これに類するものを含むものとする。
- 3 利用料金の承認年月日
令和2年3月17日
- 4 利用料金の適用年月日
令和2年4月1日

三重県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年3月17日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
度会郡南伊勢町伊勢路字梅ノ木谷3534の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 160 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 3 解除予定保安林の所在場所
度会郡南伊勢町伊勢路字梅ノ木谷 3534 の 2（次の図に示す部分に限る。）
- 4 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 161 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
長瀬太郎生川漁業協同組合
名張市長瀬 1475
三重内共第 10 号
- 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課に備え置いて、告示の日から令和 2 年 4 月 17 日まで縦覧に供します。

- 3 変更後の遊漁規則の施行の日
令和 2 年 3 月 5 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 51 条第 2 項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を行いましたので、同条第 5 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 更新年月日
令和 2 年 3 月 9 日
- 2 有効期間を更新した認定特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
認定特定非営利活動法人三重いのちの電話協会
 - (2) 代表者の氏名
雲井 純

- (3) 主たる事務所の所在地
津中央郵便局私書箱 25 号
- (4) その他の事務所の所在地
なし
- (5) 更新後の認定の有効期間
令和 2 年 3 月 13 日から令和 7 年 3 月 12 日まで
- (6) 定款に記載された目的
この法人は、三重いのちの電話の研修を受けた、ボランティア相談員が、助けを求める相談者に対して、電話を通して対話することにより、生きる勇気をもてるよう支援し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営農業水利施設保全合理化事業宮川左岸地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 2 年 3 月 18 日から同年 4 月 15 日まで
- 3 縦覧の場所
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号）
玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸 114-2）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営かんがい排水事業（新農業水利システム保全整備事業）宮川 1 工区地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年3月18日から同年4月15日まで

3 縦覧の場所

多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600）

玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸 114-2）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録しました。

令和2年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木育成	
勢農第 30号	有限会社森下林業 代表取締役 森下 隆生 伊勢市浦口1丁目10番26号	○		○		（事業所の名称なし） 多気郡大台町下三瀬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和2年2月20日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和2年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

松阪市小野町、同市山下町、同市山室町、同市立野町、同市岩内町、同市西野町、同市大阿坂町、同市殿町、同市日丘町、同市岡本町、同市光町、同市久保町、同市駅部田町、同市平成町、同市豊原町、同市伊勢寺町、同市藤之木町、同市山添町、同市丹生寺町、同市岡山町、同市田村町、同市上川町及び同市小阿坂町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和2年2月20日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和2年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

松阪市嬉野上小川町及び同市嬉野小原町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和2年2月20日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和2年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

松阪市嬉野合ヶ野町、同市嬉野矢下町、同市嬉野宮野町、同市嬉野滝之川町、同市嬉野薬王寺町、同市嬉野川北町、同市嬉野釜生田町、同市嬉野八田町、同市嬉野森本町、同市嬉野須賀町、同市嬉野一志町、同市嬉野下之庄町、同市嬉野島田町、同市嬉野天花寺町及び同市嬉野井之上町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊

勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画高度利用地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画下水道
流域関連鈴鹿市公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定により一級建築士事務所を処分しましたので、同条第 4 項により準用する同法第 10 条第 5 項の規定により公告します。

令和 2 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 監督処分をした年月日
令和 2 年 3 月 6 日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称、所在地、開設者、種別及び登録番号
フォレスト建築企画設計室一級建築士事務所
四日市市札場町 406 番地
株式会社フォレスト・オオモリ 代表取締役 岩田 雅之
一級建築士事務所
三重県知事登録第 1-1470 号
- 3 監督処分の内容
戒告
- 4 監督処分の原因となった事実
建築士法第 23 条の 5 第 2 項の規定による建築士事務所に属する建築士の氏名の変更を 3 月以内に届け出なかった。
このことは、建築士法第 26 条第 2 項第 3 号に該当する。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

令和2年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年 3月3日	伊勢市小俣町本町 429	伊勢市一色町 640-1 古野 春樹
令和2年 3月4日	伊賀市依那具字柳原 843-1 ほか 50 筆	大阪府大阪市東住吉区中野 4-2-13 株式会社日本サンガリアベバレッジカンパニー 代表取締役 石山 豊
令和2年 3月4日	松阪市石津町字門ノ前 241 ほか 6 筆ほか	松阪市湊町 236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘高
令和2年 3月4日	三重郡朝日町大字縄生字南板橋 485 ほか 2 筆	四日市市浜田町 4-20 三重北農業協同組合 代表理事組合長 門脇 孝
令和2年 3月6日	松阪市春日町 2 丁目 207 ほか 35 筆 【第 1 工区】	松阪市殿町 1340-1 松阪市 松阪市長 竹上 真人

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年3月17日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

- 1 特定役務の名称 令和元年度～令和4年度 三重県総合教育センター清掃業務委託
- 2 担当部局 津市大谷町12番地
三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課
- 3 落札者決定日 令和2年2月21日
- 4 落札者 三重県津市丸之内9番13号
丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男
- 5 落札金額 入札価格 34,758,000円
契約金額 38,233,800円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和元年12月20日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
